

現地機関見直しの背景・必要性

1 財政状況の厳しさ

- 地方交付税削減等により県財政は厳しさが増
- 公共事業などの事業量が減

⇒ 県全体として、組織のスリム化・効率化が欠かせない状況になっている。

2 市町村合併の進展と市町村の役割の拡大

- 10年前に120あった市町村数が81に
- 介護保険をはじめとする福祉や保健行政など、市町村の役割・権限が拡大

⇒ 県の役割・権限が縮小（県福祉事務所の所管範囲、保健指導業務 --- ）

3 交通網の整備・IT化の進展

- 新幹線・高速道路等交通網の整備の進展
- インターネット等での情報提供、電子申請の拡大

⇒ 現地機関への来所、現地機関から現場への移動の利便性は上がってきている
必ずしも窓口が身近になくても良い業務が出てきている

4 現地機関の機能の確保

- これまで組織を見直さずに職員数を削減

⇒ 1所当たりの職員数が減少し、専門的知識経験が必要な業務の執行などに支障

5 現地機関間の連携の強化

- 横の連携を十分図っていくことが重要

⇒ 統合、ワンフロア化、専門職の相互配置、プロジェクトチーム等で連携を図る必要

現地機関見直しの主な検討事項

1 県内に複数配置されている現地機関の統合等

- (1) 統合する(=管轄区域を拡げる)ことはできないか。
また、その前提として、管轄区域のあり方の整理。

(現況)

広域圏(10圏域)に本所が1所	地方事務所(福祉事務所・総務事務センター)
広域圏に本所1所で支所あり	保健所(6支所) 農業改良普及センター(8支所)
広域圏に本所複数	建設事務所(16所)
東信・南信・中信・北信に本所が1所	食肉衛生検査所
4ブロックに本所1所で支所等あり	労政事務所(1分室) 消費生活センター(1支所) 会計センター(6分室)
4ブロックに本所複数	児童相談所(5所) 家畜保健衛生所(5所1支所) 教育事務所(6所)

- (2) 所全体の統合でなく、特定業務を基幹となる事務所に集約することはできないか。
また、どのような業務が集約可能か。

2 異なる機関の統合等の連携

- (1) 総合現地機関の設置は適当かどうか。その他連携を深める適当な手法はないか。
(2) 個別の現地機関で、関連業務間の連携や業務執行の効率化を考慮し、統合やその他連携を深める手法をとることができないか。

(検討例)

- ①保健所と地方事務所福祉課(福祉事務所)
- ②農業改良普及センターと農業関係試験場
- ③農業関係試験場相互(5専門試験場、2地方試験場)
- ④建設事務所と砂防事務所

3 県と市町村(広域連合)との共同化

- (1) 共同化できる業務にはどのようなものがあるか。
(2) 共同化する場合に、どのような体制、組織形態が適当か。

現地機関の管轄区域見直しに当たり考慮すべき事項

1 現地機関の所数の多寡(管轄区域の広さ)のメリット・デメリット

	メリット	デメリット
所数少ない(区域広い) ※統合して現在より少なくした場合	<ul style="list-style-type: none"> ○専門性が高まる(同種業務を行う職員を多く配置できる) ○スケールメリットで職員数を抑えられる ○事務費、施設の維持管理費等の経費を抑えられる ○(遠い方が相談しやすい場合もある) 	<ul style="list-style-type: none"> ○来訪者の来庁距離、現場への出張距離が遠くなる ○市町村や関係団体との連携がとりにくくなる ○管轄区域の狭い現地機関(10広域等)との連携がとりにくくなる ○来庁者がワンストップでサービスを受けられない場合がある(管轄が異なる複数機関に行く場合) ○施設整備が必要となる場合がある
所数多い(区域狭い)	<ul style="list-style-type: none"> ○県民、現場との距離が相対的に近い ○市町村や関係団体の連携がとりやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ○それぞれの業務を行う職員が少なく、専門性を発揮しにくい(ひとりで多種の仕事を抱える) ○スケールメリットが働かない分職員が多く必要 ○(近すぎて相談しづらい場合もある)

2 管轄区域見直しに当たって考慮すべき事項

- 県民、市町村等各機関の業務の対象者(お客様)の利便性、連携のしやすさ
 - 対象者(団体)の数、分布状況
 - 緊急対応の頻度 来客の頻度(電話対応の状況)
 - 現場の数、移動時間
 - 管轄面積
- 市町村合併の進展
- 合併が進んだ地域の気持ち(「合併が進んだことで県の現地機関が減ってしまった」)
- 市町村への権限移譲の推進

3 機関別 考慮すべき事項

現地機関		主たる対象（お客様）					一般県民の 直接来庁の 有無	その他考慮事項
		一般県民	事業者	各種団体	請負業者	市町村		
地 方 事 務 所 （ 庶 務 を 除 く ）	県民生活	○		安協等		○		
	消防			消防団等		○		
	国際（旅券）	○					○	
	市町村行財政					○		
	環境	○	産廃業者等			○		
	税		○			○	○	
	福祉（社会）	○	介護事業者等	社協等		○	○	
	福祉事務所	○				○	○	
	農政			農協等		○	○	
	農地整備			土地改良区等	○	○		
	林務		林家等	森林組合・ 猟友会等	○	○	○	
	商工		中小企業等	商工会等		○		
建築	○県住入居者	建築士等			○			
児童相談所		○	児童福祉施設			○	合庁とは別の場所	
労政事務所		○	事業主等	労働組合等		○		
保健所	本所	○	飲食店等	医師会等		○	○	
	支所	○	（受付）			○	○	
食肉衛生検査所			食肉センター					
消費生活センター		○				○	電話相談が大半	
農業改良普及センター			農家等	農協等		○		
家畜保健衛生所			畜産農家等	農協等		○		

現地機関		主たる対象（お客様）					一般県民の 直接来庁の 有無	その他考慮事項
		一般県民	事業者	各種団体	請負業者	市町村		
建設 事務所	工事事務				○			
	維持管理	○		地元区	○	○	○	
	計画調査	○		期成同盟会	○	○		
	整備	○		期成同盟会	○	○		
	用地	○			○	○	○	
砂防事務所			建設業者等	地元区	○	○		
教育事務所			小中学校			○		

都道府県別総合事務所等の設置状況

兵庫県調査「総合事務所の設置状況について」より抜粋

都道府県	総合事務所の設置状況（平成19年4月1日現在）（※1）										備考	
	設置の有無	名称	現 状									主な所管事務（※2）
			行財政指導	税務	県民生活	環境	保健	福祉	商工労働	農林		
北海道	○	支庁	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
青森	○	地域県民局	△	○	△	○	○	○	△	○	○	⑱～：3地域県民局（一部地域）から6地域県民局（全県域）に再編
岩手	○	広域振興局 地方振興局	○	○	×	○	○	○	○	○	○	⑱～：12地方振興局を1広域振興局6地方振興局に統合再編 * 広域振興局内に3総合支局を設置
宮城	○	地方振興事務所	○	×	○	○	×	×	○	○	×	⑯～：地方振興事務所を設置
秋田	○	地域振興局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	⑮～：地域振興局を設置
山形	○	総合支庁	○	○	○	○	○	○	○	○	○	⑬～：4総合支庁を設置
福島	×											
茨城	○	地方総合事務所	○	×	×	○	×	○	○	○	×	⑰～：8地方福祉事務所を4地方総合事務所に再編統合
栃木	×											
群馬	○	県民局	○	○	×	○	○	○	○	○	○	⑰～：行政事務所や保健福祉事務所、農業総合事務所等を再編し、総合出先機関である5県民局を設置 ⑲～：児童相談所を県民局の機関から本庁直轄に再編
埼玉	×											
千葉	×											⑯～：総合出先機関である10支庁を廃止し、地域密着型の業務に限定した5県民センターに再編 ※県民センター所管事務：各種相談、申請、届出
東京	○	支庁	○	○	×	○	×	○	○	○	○	大島：大正15年7月 八丈：大正15年7月 三宅：昭和18年4月 小笠原：昭和43年6月
神奈川	○	地域県政総合センター	○	×	○	○	×	×	○	○	×	⑰～：地区行政センターに商工労働センターなどを統合し、6地域県政総合センターを設置
新潟	○	地域振興局	×	○	×	○	○	○	△	○	○	⑭：佐渡に地域振興局を設置 ⑯：佐渡に加え、9地域に地域振興局を設置（計10局） ⑱：更に2地域に地域振興局を設置（計12局）し、県内全域が地域振興局体制に移行
富山	×											
石川	○	総合事務所	○	○	○	×	○	○	○	×	×	⑫～：総合事務所（中能登、奥能登）を設置
福井	○	振興局	×	○	×	○	○	○	×	○	○	⑧～：嶺南振興局を設置
山梨	×											⑬：5地域振興局を設置 ⑱～：地域振興局を廃止し、単独事務所に再編
長野	○	地方事務所	○	○	○	○	×	○	○	○	×	S17-17所、S43-1所廃止、S61-12所へ再編、H元-10所へ再編
岐阜	○	振興局	○	×	○	○	×	○	○	×	×	⑱～：地域振興局を福祉及び産業労働の機能を総合的に所管する振興局に再編
静岡	×											⑰～：県行政センターを廃止し、地域支援局、地域防災局、県民生活センターを設置
愛知	○	事務所	○	×	○	○	○	○	○	×	×	⑭：地方機関を再編
三重	×											⑱～：総合事務所である県民局を見直し、事務所体制に移行
滋賀	○	振興局 地域振興局 県事務所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	⑰～：6地域振興局を1振興局、3地域振興局、1県事務所に統合再編
京都	○	広域振興局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	⑯～：12地方振興局を4広域振興局に統合再編

都道府県	総合事務所の設置状況（平成19年4月1日現在）（※1）											
	設置の有無	名称	現 状									備考
			主な所管事務（※2）									
			行財政指導	税務	県民生活	環境	保健	福祉	商工労働	農林	土木	
大阪	×											
兵庫	○	県民局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	⑬～：6県民局を10県民局に再編するとともに、地方機関を県民局に統合再編し、総合事務所化を図った。
奈良	×											
和歌山	○	振興局	×	×	×	○	○	○	○	○	○	⑱～：振興局内の税務部門を県税事務所に集約し、本庁直轄組織に再編
鳥取	○	総合事務所	×	○	○	○	○	○	○	○	○	⑬～：日野総合事務所を設置 ⑮～：中部、西部総合事務所を設置 ⑱～：東部、八頭総合事務所を設置
島根	○	県民センター	○	○	×	×	×	×	○	×	×	⑱～：6総合事務所を2県民センターに統合再編
		支庁	○	○	×	○	○	×	×	○	○	
岡山	○	県民局	○	○	×	○	○	○	○	○	○	⑰～：9地方振興局を3県民局と6支局に再編
広島	○	地域事務所	○	○	×	○	○	○	○	○	○	
山口	×											
徳島	○	総合県民局	○	○	△	○	○	○	△	○	○	⑰～：県南部(⑰)、県西部(⑱)の地方機関を統合再編し、総合県民局を設置
香川	○	総合事務所	×	○	×	○	○	○	×	○	○	⑭～：出先機関の再編整備に伴い小豆区域内の小規模出先機関(7機関)を統合し、総合事務所化
愛媛	○	地方局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
高知	×											
福岡	×											
佐賀	×											
長崎	○	振興局 地方局	×	○	×	×	×	×	×	○	○	
熊本	○	地域振興局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	⑫～：地域振興局を設置
大分	○	振興局	○	×	×	×	×	×	○	○	×	⑱～：12地方振興局を6振興局に統合再編 * 地方振興局が廃止された地域は4年間に限り、事務所を配置
宮崎	○	支庁	○	×	×	△ 自然公園	×	○	△ 商工業	○	○	S25～：支庁を設置
鹿児島	○	地域振興局 支庁	○	○	○	○	○	○	○	○	○	⑲～：県内を7つに区分し、84地方機関を5つの地域振興局と2つの支庁に集約・再編
沖縄	○	支庁	×	○	○	○	○	○	○	○	○	S47.5～：本土復帰時に設置

※1 「総合事務所」とは、地方自治法第155条第1項の規定により設置された地方機関とする。

※2 主な所管事務の内容は次のとおりとする。

行財政指導＝管内市町村の行財政指導・調整 など

税 務＝県税の賦課徴収に関する事務、納税相談 など

県民生活＝青少年健全育成、消費生活情報の提供、生涯学習活動、芸術・文化活動の支援 など

環 境＝大気汚染防止、水質汚濁防止などの公害防止、廃棄物対策、自然公園の保全 など

保 健＝健康づくり、栄養指導、老人保健、母子保健 など

福 祉＝生活保護、身体・知的障害者福祉、老人福祉など

商工労働＝商工会議所・商工会への支援などの商工業の振興、しごと情報の提供、労働相談等の雇用施策の推進

農 林＝農林業の振興、地域の農林業振興計画づくり、農林技術の普及、森林整備、治山事業 など

土 木＝道路・河川・港湾など公共土木施設の整備・管理 など

	本庁		現地機関		
	福祉・統合	医療単独	福祉・医療が一体となった事務所等	福祉	医療
北海道	保健福祉部		保健福祉事務所		
青森県	健康福祉部		地域県民局 地域健康福祉部		
岩手県	保健福祉部		広域振興局 保健福祉環境部・〇〇保健所		
宮城県	保健福祉部		保健福祉事務所		
秋田県	健康福祉部		地域振興局 福祉環境部		
山形県	健康福祉部			総合支庁 福祉課	総合支庁 保健企画課 ／地域保健予防課
福島県	保健福祉部		保健福祉事務所		
茨城県	保健福祉部			地方総合事務所 福祉課	保健所
栃木県	保健福祉部		健康福祉センター		
群馬県	健康福祉局		県民局 保健福祉事務所		
埼玉県	福祉部	保健医療部	福祉保健総合センター・〇〇保健所		
千葉県	健康福祉部		健康福祉センター		
東京都	福祉保健局			福祉事務所	保健所
神奈川県	保健福祉部		保健福祉事務所		
新潟県	福祉保健部		地域振興局 健康福祉環境部		
富山県	厚生部		厚生センター		
石川県	健康福祉部		保健福祉センター		
福井県	健康福祉部		健康福祉センター		
山梨県	福祉保健部		保健福祉事務所		
長野県	社会部	衛生部		福祉事務所	保健所
岐阜県	健康福祉部			振興局 福祉課	保健所
静岡県	厚生部		健康福祉センター		
愛知県	健康福祉部			県事務所 福祉課	保健所
三重県	健康福祉部		保健福祉事務所		
滋賀県	健康福祉部		振興局 地域健康福祉部		
京都府	保健福祉部		広域振興局 健康福祉部		
大阪府	健康福祉部			子ども家庭センター	保健所
兵庫県	健康生活部		県民局 県民生活部健康福祉事務所		
奈良県	福祉部			福祉事務所	保健所
和歌山県	福祉保健部		振興局 健康福祉部		
鳥取県	福祉保健部		総合事務所 福祉保健局		
島根県	健康福祉部			福祉事務所	保健所
岡山県	保健福祉部		県民局 健康福祉部		
広島県	福祉保健部		地域事務所 厚生環境局		
山口県	健康福祉部		健康福祉センター		
徳島県	保健福祉部			福祉事務所	保健所
香川県	健康福祉部		保健福祉事務所		
愛媛県	保健福祉部		地方局 健康福祉環境部		
高知県	健康福祉部		福祉保健所		
福岡県	保健福祉部		保健福祉環境事務所		
佐賀県	健康福祉本部		保健福祉事務所		
長崎県	福祉保健部			福祉事務所	保健所
熊本県	健康福祉部		地域振興局 保健福祉環境部		
大分県	福祉保健部		県民保健福祉センター		
宮崎県	福祉保健部			福祉事務所	保健所
鹿児島県	保健福祉部		地域振興局(支庁) 保健福祉環境部		
沖縄県	福祉保健部		福祉保健所		
計			35道府県	12都府県	

総合現地機関等のメリット・デメリット等について

行政改革課

	メリット	デメリット・課題
総合現地機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務や権限を総合現地機関が幅広く担う体制を整備することにより、総合的な行政サービスの提供をすることができる。 ・ 各現地機関の管理部門（予算執行・決算、契約、財産管理、庶務等）を統合することによりスリム化を進めることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合現地機関において事務が完結できるように、十分な権限委譲を行わないと中2階的な組織となってしまう。 ・ 総合現地機関の長が広範な分野を統括することになることとなるため、各分野の部門長には専門性を持った職員を配置する必要があり、結果として責任の所在が不明確となり屋上屋になるおそれ。（特に保健所、建設事務所関連の業務） ・ 組織が大きくなるため、総合現地機関の長が、現地機関内の課題等について把握するのが難しくなるなど、マネジメントが課題となる。 ・ 単独事務所に比べ階層が増えることから、総合現地機関内の意思決定に時間がかかり、災害時などの対応に遅れが生じる恐れがある。 ・ 各単独事務所が本庁組織と直結していると比較的業務がスムーズに行える。
福祉事務所・保健所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健・医療・福祉サービスの総合的、一体的提供により、効果的、効率的な健康福祉行政の推進を図ることが可能となる。 ・ 保健・医療・福祉に関する相談窓口が一本化され、利用者の利便性が向上する。また、住民サービスや市町村、事業者窓口の一元化が図られ、より効率的な執行体制となる。 ・ 福祉や医療の両方のサービスを必要とする要援護者の対応に関する総合調整が可能となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉事務所、保健所ともに法令上の必置の機関となっており、一つの組織になっても両方の看板は必要となる。 また、トップの下に両方の所長が必要となり、指揮命令系統が厚くなる。 ・ 県の福祉事務所は町村のみの所管であり、市の福祉事務所と保健所との連携の解決にはならない ・ 各事務所が同一庁舎に入居できない場合、事務処理上不都合が生じる可能性がある。 ・ 福祉事務所には庶務等の管理部門の職員がいなかったため、職員削減の効果は出ない。

現地機関の見直しに関する他県の動向

資料 7

行政改革課

1 総合現地機関の設置

団体名	見直しの内容	備考
青森県	<p>地域県民局の設置【平成 18・19 年 4 月】</p> <p>地元に密着した地域づくりを進めるために、地域県民局を設置し、県税事務所、健康福祉こどもセンター、農林水産事務所、県土整備事務所を地域県民局の内部組織として廃止</p>	

2 総合現地機関の見直し

山梨県	<p>地域振興局の廃止【平成 18 年 4 月】</p> <p>市町村合併の進展に伴い、地域課題の調整や専門性の高い業務は本庁で処理し、現地機関は現場性の高い業務を行うこととし、地域振興局を廃止して各行政分野ごとの事務所へ再編</p>	合併の進展により総合現地機関から単独現地機関へ
三重県	<p>県民局の廃止【平成 18 年 4 月】</p> <p>市町村合併の進展に伴い、地域で必要とされる県民サービスをより迅速・的確に提供する事務所体制とするため、7 県民局を 46 の事務所へ再編</p>	合併の進展により総合現地機関から単独現地機関へ
大分県	<p>地方振興局の再編【平成 18 年 4 月】</p> <p>市町村合併の進展等を踏まえ、地方振興局の所管業務をより高度・専門的、広域的な体制で推進するため 12 地方振興局を 6 地方振興局に再編</p>	
兵庫県	<p>県民局の再編等【平成 21 年度予定】</p> <p>合併により市町の行政体制整備が進んでいることから、10 県民局を 5 県民局と 1 県民センターに再編予定 教育事務所も県民局の再編に合わせ 10 所を 5 所に再編、健康福祉や土木など特定業務を所掌する地域事務所も、より広域の圏域事務所へ統合する予定</p>	

3 現地機関の削減

福井県	<p>現地機関を 8 所削減へ【平成 20 年 4 月予定】</p> <p>各事務所の設置当時と比較し、交通・情報インフラが格段に向上し、市町村合併も進んだことから現地機関を再編する予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県税事務所(4 所→1 所) ・農林総合事務所(5 所→4 所) ・土木事務所(10 所→6 所) 	
宮崎県	<p>現地機関を 16 所削減へ【平成 22 年 4 月までに】</p> <p>人件費の抑制や効率的な組織体制整備など行政改革の一環として、平成 22 年 4 月までに現地機関を 16 所削減する予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商工労政事務所を県税事務所へ統合(3 所) ・福祉事務所、児童相談所、知的障害者更生相談所の統合 ・地域農業改良普及センター(8 所)を農林振興局の内部組織化 ・土木事務所の統合(10 所→3 所) 	

項 目	現状・課題・問題点等	検討事項等
保健所、福祉事務所の連携 (社会部、衛生部)	保健所と福祉事務所は業務上の関連はあるが、根拠法が異なるためそれぞれ独立して設置されている。 保健に関する事業と福祉に関する事業の対象者が重なっているケースが多いが、同一の対象者に対して複数の別組織が対応する状況になっている。 (例:精神障害者福祉、難病と生活保護に係る相談等を福祉事務所と保健所でそれぞれ対応)	両所の関連業務間の連携を考慮し、統合やその他連携を深める手法をとることができないか検討する。ただし、統合する場合は①根拠法が異なることへの対応②市レベルにおける福祉事務所(全市)と保健所(中核市)との調整を要する。
労政事務所の見直し (社会部)	平成19年4月に地方事務所の付置機関から単独現地機関となる(4所1分室1駐在体制)。職員数が減少している中、体制、業務の見直しが必要となっている。	現行の4所1分室1駐在体制について、分室の廃止など体制・業務の統合を検討する。
保健所支所の見直し (衛生部)	現行の10保健所、6支所体制において、支所への保健師の分散配置が所としての一体的対応の障害となっており、効率性、機動性の観点でマイナス面が生じている。	現行の10保健所、6支所体制について支所業務の本所への統合を検討する。
保健所病理細菌・理化学検査業務の見直し (衛生部)	理化学検査については検査課の統廃合により、現在5保健所で業務を行っているが、病理検査については迅速な対応が必要なことから、10保健所で対応しており、効率性が問題となっている。 理化学検査については、高額な検査機器の更新が財政事情から困難となっている。また、技術職員の大量退職期を迎える中、検査業務の効率的な執行と技術水準の確保が求められている。	保健所の病理細菌・理化学検査について環境保全研究所を含めて検査体制を再構築し、統廃合や外部委託について検討する。
消費生活センターの統廃合 (生活環境部)	17年度に4所1支所体制となったが、各所の相談件数に差があり(H18年度相談件数1,609~7,119件)、また、電話による相談が多く(9割弱)を占める。	市町村の消費生活相談窓口との役割分担(県は、高度の専門性・広域性のある案件に対応)を進めつつ、コールセンター化や一部センターの支所化を含め統廃合を検討する。
農業関係試験場及び病害虫防除所のあり方 (農政部)	試験場は、共通基盤部門(農総試)、農事・果樹・野菜花き・畜産及び水産の専門試験場と、中信及び南信の2地方試験場の合計8試験場3支場2試験地体制となっている。研究員が減少している中で、研究内容が高度化・複雑化・広範囲化し、数多い地域の要望に対して、試験場だけではすべてに迅速に対応することが困難な状況となっている。また、病害虫防除所は、発生予察や防除等、より専門的で高度な対応が求められている。	新品種・革新的技術の開発、競争力の強化のため、品目ごとの試験研究機関への再編、及び病害虫防除所機能の試験研究機関への組み入れ、普及指導と試験研究との連携方法等の観点から、組織のあり方について検討していく。
農業大学校のあり方 (農政部)	農業の担い手と農業指導者の育成を目的として、農学部を総合農学科、専門技術科及び実科・研究科を設置しているが、近年は入学希望者が定員を下回る状況が続いている。また、研修部においては、農業者及び就農希望者に対する研修を実施している。総合農学科のキャンパスが長野市松代と小諸市に分かれている。	新規就農者の減少や、農業経営者の高齢化に伴い、農家子弟の就農の他、I・Uターン者や定年帰農者など幅広い就農希望者の修学・研修ニーズに応え、農業経営者を確保するため、農業経営者養成への重点化、学科の見直し及びキャンパスの統合等について検討していく。
農業改良普及センターのあり方 (農政部)	平成19年4月に地方事務所の付置機関から単独現地機関となる。(10所8支所体制)(改正農業改良助長法が平成17年4月に施行され、普及センターの必置規制が廃止された。)職員が減少している中、農業者の高度で多様な要望に応えるため、体制、業務の見直しが必要となっている。	普及員の資質の向上と、専門的な知識・指導力を発揮し魅力ある農業経営の推進を支援する体制を検討していく。
建設事務所等土木部現地機関のあり方 (土木部)	現在の15建設事務所1付置所体制は、昭和44年篠ノ井事務所の廃止と昭和48年の南部支所の設置を除けば、昭和8年の土木出張所設置当時から変わっていない。また、一部地域では砂防事務所、河川改良事務所を設置し、建設事務所とは別に砂防及び河川事業を実施している。	県民サービスの効率的提供などの観点から、時代の状況の変化に対応した所の体制となっているか検証する必要がある。
教育事務所のあり方 (教育委員会)	現在6教育事務所が設置されているが、各事務所が管轄する市町村数に大きな差が生じており、事務所間のバランスがとれていない。また、小規模の事務所間において指導主事の兼務をかけ、教科等の指導を補完し合っている。	各事務所が管轄する学校数等に配慮しながら、より効率的で適切な指導、助言ができる体制を検討する必要がある。

民間協働専門部会について

行政改革課

1 行政機構審議会への諮問（平成 19 年 10 月 22 日）

- 県が提供している各種サービスのあり方、範囲を見直し、より効率的に提供していくため、必要な措置を検討するよう諮問。
- 検討に際しては、地方独立行政法人、市場化テストなど新たに制度化された手法の導入についても留意。
- 審議会に「民間協働専門部会」を設置して審議していくこととされた。

2 民間協働専門部会 委員（○部会長）

氏名	役職等
○矢嶋廣道	元上田市助役
石田直裕	(財)地域活性化センター理事長 元総務省行政管理局長
表 秀孝	長野大学名誉教授
勝山修一	ルビコン(株)社長
坂井昭彦	波田総合病院名誉院長
中村高弘	長野県職員労働組合副中央執行委員長
中村雅展	長野経済研究所調査部部長代理兼上席研究員
堀 雄一	長野県連合青果(株)社長

3 審議経過及び今後の予定

第1回専門部会（平成 19 年 11 月 14 日）

- 県立病院について優先して検討していくことを確認
 - ① 厳しい経営状況で、県からの繰入金も多額になっている（平成 18 年度は 5 病院全体で約 1 億 8 百万円の赤字。県一般会計からの繰入金は約 40 億円。）。
 - ② 地方公営企業法の全部適用、地方独立行政法人、指定管理者制度、民営化など運営形態について多様な選択肢がある。

第2回専門部会（平成 20 年 1 月 10 日）

- 県立須坂病院において開催し、病院の運営状況を調査し、課題について審議
 - ① 条例による職員定数管理がなされ、年度中途や需要に応じた採用が困難。
 - ② 産科医師や専門性を有する職員等への給与での処遇ができない。
 - ③ 事務系職員等は、異動サイクルにより専門性ある職員を育てられない。

今後の予定（2ヶ月に1回程度開催、平成 20 年夏頃までに審議会へ報告、知事へ答申。）

- 須坂病院以外の県立 4 病院について、専門委員が手分けして訪問調査を実施
- 既に地方独立行政法人制度を導入している自治体関係者から話を聞くなどして、検討を進める。
- 並行して、大学、試験研究機関のあり方、アウトソーシング可能な業務等を検討

（参考）

- 地方独立行政法人（平成 16 年 4 月法施行）
 - ・ 全国では、22 都道府県で、大学、病院、試験研究機関の 31 法人が設立されている。